

令和5年度  
豊中市指定障害福祉サービス  
事業者等集団指導  
【全サービス共通事項】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係



# 説明内容

1. 集団指導の受講方法
2. 令和3年度の制度改正（義務化項目）
3. 業務管理体制の整備と届出



# 1. 集団指導の受講方法



# 集団指導の受講方法

- (1) 豊中市ホームページに掲載している、動画及び資料を確認する。
- (2) 事業所内で職員への周知研修を実施する。
- (3) 電子申込システムにより、アンケートに回答する。

※アンケートの回答には、集団指導の実施通知に同封している「受講票」が必要になります。

アンケートへの回答をもって、集団指導への参加とみなします。

回答したことが確認できない事業所については不参加とみなし、個別指導を行います。



## 2. 令和3年度の制度改革（義務化項目）



	項目	対象サービス	必要な措置（概要）	義務化
①	ハラスメント対策の強化	全サービス	①事業者の方針等の明確化及び周知・啓発 ②相談担当者、相談対応窓口を定め、従業員に周知すること	R3.4.1～
②	虐待防止の更なる推進	全サービス	①委員会の設置及び開催（年1回以上）、委員会での検討結果を従業員に周知 ②研修の実施（年1回以上） ③担当者の設置	R4.4.1～
③	身体拘束等の適正化の推進	就労定着支援、 自立生活支援、 相談支援を除く 全サービス	①身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること ②委員会の設置及び開催（年1回以上）、委員会での検討結果を従業員に周知 ③指針の整備 ④研修（年1回以上）の実施	R4.4.1～
	身体拘束廃止未実施減算		上記①～④の措置を講じていない場合、1日につき5単位を所定単位数から減算	R5.4.1～ (経過措置終了)
④	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～
⑤	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続計画（BCP）の策定 ②研修の実施（年1回以上） ③訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～



# ① ハラスメント対策の強化

対象：全サービス

## 【令和3年4月1日より義務化】

- **ハラスメントの防止等に関する方針**を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- **相談・苦情に対応する担当者及び窓口**を定め、従業者に周知すること。

事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」

(平成18年厚生労働省告示第615号) 及び

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

(令和2年厚生労働省告示第5号) において規定されているとおりです。



## ②虐待防止の更なる推進

対象：全サービス

### 【令和4年4月1日より義務化】

1. 虐待防止委員会を**定期的（1年に1回以上）**に開催し、その結果を**従業員に周知**すること。
2. 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための**研修を定期的（年1回以上）**に**実施**すること。
3. 1、2の措置を実施するための**担当者**を置くこと。

#### 【参照】

参考資料④『障がい者虐待防止について・防ごう！障がい者虐待』

参考資料⑤『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』



# 虐待防止委員会について

## 【委員会の主な役割】

- ・ 虐待防止の研修計画、労働環境等の確認及び改善のための実施計画の作成
- ・ 虐待防止のチェックやモニタリングの実施
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

● 虐待事例の有無に関わらず、設置・開催が必要。

(法人単位での設置も可)

● 定期的に開催し、記録を残すこと。

● 委員会での検討結果を従業者に周知すること。

● 身体拘束適正化委員会と一体的に設置・開催することも可

※ただし、両方の委員会を一体的に設置・開催した場合には、

両方の委員会の内容を記録するように注意。



## ③ 身体拘束等の適正化の推進

対象：就労定着支援、自立生活支援、  
相談支援を除く 全サービス

### 【令和4年4月1日より義務化】

1. やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由等の記録
2. 対策を検討する委員会の定期的な開催、検討結果の従業者への周知
3. 身体拘束等適正化のための指針の整備
4. 従業者への定期的な研修の実施（新規採用時は、必須。）



# 1 - 1 身体拘束の原則禁止

## 【基準省令】

サービス提供に当たって、利用者または他の利用者の生命または身体の保護のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしてはいけない。

※身体拘束等とは ⇒ 障害者の身体の機能や行動を制限する  
目的で行われる各種行為

<例>

- 他害の恐れがある利用者を、別室に閉じ込めて、施錠する
- 不穏行動があるため、向精神薬を過剰に服用させ動けなくする
- 掻きむしりがある利用者に、ミトンを着用させる。



# 1 - 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

## 切迫性

- ・利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

## 非代替性

- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替方法がない

## 一時性

- ・身体拘束その他の行動制限が、一時的で、必要最低限の時間に限られたものであること

◆以上の3要件の全てにあてはまり、やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、必要な手続を踏む必要がある。



# 1 - 3 やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

## (1) 組織による決定、個別支援計画への記載

- 管理者や担当者等が出席する会議等で、組織として決定
- 計画には、身体拘束等の方法や時間、理由などを記載

## (2) 本人、家族等への説明と同意

- 拘束等を行う理由、時間等を説明し、事前に同意を得る  
(文書による同意であれば、同意を明確化できる)

## (3) 必要な事項の記録

- 身体拘束等実施時に、その態様や時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録

## 1 - 4 身体拘束等の経過観察 ・ 再検討

必要な手続きを踏んで、  
やむを得ず身体拘束を行っている場合でも

身体拘束等の必要性や方法について **経過観察 ・ 再検討**を続け、 **身体拘束等の解消方策等**を探っていくことが重要

- ※ 定期的に経過観察 ・ 再検討を行い、結果を記録すること
  - ◆実施日時
  - ◆検討会議等の参加者
  - ◆利用者の心身の状態等の観察 ・ 再検討結果 等

## 2 身体拘束適正化委員会

### 【基準省令】

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 身体拘束等の**実施の有無に関わらず**、設置・開催が必要。  
（法人単位での設置も可）
- 定期的に開催**し、**記録**を残すこと。
- 虐待防止委員会と一体的に設置・開催することも可  
※ただし、両方の委員会を一体的に設置・開催した場合には、**両方**の委員会の内容を**記録**するように注意。

### 3 指針の整備

#### 【基準省令】

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

< 指針に盛り込む項目 >

- (1) 事業所における身体拘束等の適正化に関する **基本的な考え方**
- (2) **身体拘束適正化検討委員会** その他事業所内の組織に関する事項
- (3) 身体拘束等の適正化のための **職員研修** に関する基本方針
- (4) 事業所内で発生した身体拘束等の **報告方法等の方策** に関する基本方針
- (5) **身体拘束等発生時の対応** に関する基本方針
- (6) 利用者等 (※) に対する当該 **指針の閲覧** に関する基本方針
- (7) **その他** 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

.....  
(※) 利用者等 → 障害児通所支援では「障害児またはその家族等」



## 4 定期的な研修の実施

### 【基準省令】

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

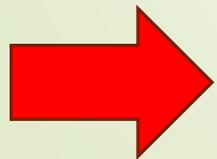
- 定期的な研修の実施（年1回以上、新規採用時には必須）
- 研修の実施内容の記録
- 身体拘束等の適正化研修を、虐待防止研修等と一体的に行うことも可能
  - ※ その場合には、研修の記録に、虐待防止研修の内容のみではなく、身体拘束等の適正化研修の内容も含めて記録



# 身体拘束廃止未実施減算について

- ① 身体拘束等を行う場合、その様態、時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等の記録
- ② 対策を検討する委員会の定期的な開催（年1回以上）と検討結果の従業者への周知
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修（年1回以上）の実施

①～④のいずれかを満たしていない場合



利用者全員分の基本報酬を1日5単位

減算

# 身体拘束廃止未実施減算の開始時期・対象サービス

訪問系サービス ①～④について、令和5年4月より減算対象

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、  
重度障害者等包括支援

①については、すでに減算対象  
その他サービス ②～④について、令和5年4月より減算対象

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、  
就労継続支援A型・B型、  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、  
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、  
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

## ④ 感染症対策の強化

**【令和6年4月1日から義務化】**

**対象：全サービス**

- 感染対策委員会を**定期的**に開催し、その結果を、従業者に周知すること。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
- 従業者に対し、研修及び訓練（シミュレーション）を**定期的**に実施すること。

※参考資料⑥「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて」

## ⑤ 業務継続に向けた取組の強化

**【令和6年4月1日から義務化】**

**対象：全サービス**

- 業務継続計画（BCP）を策定すること。
- 従業者に対し、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施すること。

**業務継続計画に記載する内容** ※各項目の記載内容については、ガイドライン（参考資料⑦）を参照。

### 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

### 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携



### 3. 業務管理体制の整備と届出



## 業務管理体制の整備と届出が義務化されています

不正事案の発生防止の観点から、平成24年より業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者（法人）ごとに法令遵守責任者を設置し、届け出る必要があります。既に介護保険法における届出を済ませている事業所においても別途届出が必要です。

法令遵守責任者は、法人内での役割・業務を明確にし、関係法令の把握、従業者に対する法令等の周知徹底、従業者への研修実施、苦情相談等の情報把握等に取り組んでください。

【参照】 参考資料③『業務管理体制の整備に関する事項の届出について』

# 業務管理体制の内容と届出先

## 1. 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数：1以上20未満	事業所等の数：20以上100未満	事業所等の数：100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

## 2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（所管）

区分	届出先(所管)
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)又は中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市又は寝屋川市)のみの区域にのみ所在する事業者 ※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。	指定都市：大阪市又は堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 (障がい福祉担当課)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ)

# 根拠条文と該当サービス

業務管理体制の届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※ 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

根拠法	条文	事業者の種類	該当サービス
障害者総合支援法	第51条の2	指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害者支援施設等の設置者	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・短期入所・障害者支援施設・共同生活援助・宿泊型自立訓練・自立生活援助・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
	第51条の31	指定一般相談支援事業者 及び指定特定相談支援事業者	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
児童福祉法	第21条の5の26	指定障害児通所支援事業者	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援
	第24条の19の2	指定障害児入所施設等の設置者	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
	第24条の38	指定障害児相談支援事業者	障害児相談支援

## 届出に関する注意事項

- 法人代表者を変更した場合でも、業務管理体制の変更届は必要です。
- 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている場合でも、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けた場合は、新たに届出が必要です。
- 同じ事務所で、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している場合、事業所数の数え方は「2」となります。
- 事業所の追加開設や事業廃止によって、所管（届出先）が変更になる場合、業務管理体制届出書を所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に提出してください。



この動画は以上になります。  
ご視聴ありがとうございました。